

日本スピードボール協会 競技会開催規程  
(競技会の定義、選手の参加)

総則

第1条 (定義・目的)

定義 日本スピードボール協会（以下「本会」と略す）の行うすべての競技会は本規程による。国際大会は本会規程または国際規定による

目的 スピードボール競技の普及発展を目的とし、スピードボール競技の国内における社会的信頼の確保を図るものとする。

第2条 (競技会、公認)

- 1 競技会とは、本会または傘下の加盟団体およびその連合体で組織する大会、選考会、予選会をいう。
- 2 傘下の加盟団体およびその連合体が大会等を開催する場合は、事前に本会の承認を得なければならない。
- 3 本会の承認を得た大会は公認大会として開催することができ、当該競技会にて樹立した各種記録は正式に公認されるものとする。
- 4 3項の公認大会を開催する場合は、本会に対し公認料を支払うこととする。
- 5 4項の公認料および公認の条件については、別に定めるものとする。
- 6 全国大会として開催することができるのは、本会が主催する競技会のみとする。
- 7 国際大会として開催することができるのは、本会が主催する競技会のみとする。

第3条 (競技会の開催申請)

- 1 競技会の開催を希望するときは、競技会開催予定日の3ヶ月以上前に書面で申請しなければならない。その場合次の事項が含まれるものとする。
  - (1) 競技会の名称
  - (2) 主催者名
  - (3) 主管団体名
  - (4) 期日
  - (5) 場所
  - (6) 競技種目
  - (7) その他必要な事項 (競技会公認申請用紙参照)
- 2 公認の競技会は次の役員をおかななければならない。
  - (1) 競技会会長

- (2) 競技会総務委員長（兼任することができる）
- (3) 審判委員長（兼任することができる。ただし公認審判員資格を有すること）
- (4) 競技委員長（兼任することができる。ただし公認指導員資格を有すること）
- (5) 審判員（Ⅱ種審判員資格を有する者をコート数以上配置できること）
- (6) 記録員（兼任することができる）
- (7) 救護員（兼任することができる）

#### 第4条（競技会要項）

- 1 競技会要項は、競技会開催の1ヶ月前までに本会登録団体に次の事項を記載して送付する。
  - (1) 競技会名称
  - (2) 主催者名
  - (3) 主管団体名
  - (4) 後援、共催、協賛者名等
  - (5) 期日、場所
  - (6) 競技種目
  - (7) 参加資格
  - (8) 参加料
  - (9) 申込先
  - (10) 締切期日
  - (11) 試合方式
  - (12) その他競技会に関わる事項

#### 第5条（競技会参加、申し込み、資格）

- 1 競技会に参加する競技者は、本会に所属する加盟チームに所属し、年度ごとに選手登録を行わなければならない。登録の完了した選手は公式競技会に参加する資格を有する。また、本会の承認を得た場合に限り、国際大会に参加する資格を有する。チームの加盟、選手の登録に関する詳細は別の加盟・登録規程にて定める。
- 2 競技会に参加する競技者は、当該競技会で定められた出場のための参加資格を満たさなければならない。
- 3 競技会への参加は、特別に指定された開催を除き、すべて加盟チームによって申請しなければならない。
- 4 競技会に参加する者は、登録団体ごとに統一された規定のユニフォームを着用しなければならない。ユニフォームに関する詳細は別のユニフォーム規程にて定め

る。

- 5 参加申し込みは、規定の申込用紙で、所属する加盟チームの代表者の承認を得て、チームごと一括して締め切り日までに申し込むものとする。ただし、競技会の主催者が認めた場合はその競技会の規定の申し込み方法を優先する。

#### 第8条（競技会参加費）

- 1 競技会の参加費は競技会ごとに主催者が定めるものとする。
- 2 競技会参加者は事前に参加費を主催者に支払わなければならない。

#### 第9条（適用）

本規程は、本会が公認および承認する競技会に適用する。

#### 第10条（規程の変更）

本規程の変更は、本会定款第47条による。

#### 第11条（施行）

本規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 別表

細則1. 競技会開催規程第3条2項について次のとおり定める。

#### （1）競技会公認料

種別	公認料（税込み）	備考
1. ジュニアチームを対象とした競技会	基本料 5,000 円 スーパーソロ競技の出場者数×100 円	
2. 上記を除く競技会	基本料 10,000 円 スーパーソロ競技の出場者数×100 円	

\* 上記公認料には記録認定証代が含まれる。

細則 2. 競技会開催規程第 7 条 2 項について別紙のとおり定める。

競技会開催規程第 7 条 2 項について次のとおり定める。

種目エントリー費（上限）（税込み）

平成 25 年度大会[2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日]

[第 16 回全国選抜大会]

	参加費
一般	3,500 円/人
高校生	3,000 円/人
中学生	2,500 円/人
小学生	1,000 円/人

[第 22 回全日本選手権]

	参加費
全区分共通	4,000 円/人(中高校生 3,500 円)

[第 5 回全日本ジュニア/マスターズ選手権]

	ソロとシングルス
マスターズ	3,000 円/人
中学生/高校生	2,500 円/人
小学生	1,000 円/人

[第 6 回全国日本スピードボールチーム対抗競技大会]

	チーム戦出場一律
一般/マスターズ	3,000 円/人
中学生/高校生	2,500 円/人
小学生	1,000 円/人

平成 25 年 4 月 1 日改定